緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例について

緊急事態宣言の対象区域、又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の公示に伴い、**緊急事態宣言の実施区域**、又は**まん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）**において**都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業**について、雇用調整助成金の**助成率を最大10／10に引き上げる特例が適用になります。**

助成率及び日額上限額の引き上げについて

判定基礎期間の初日が令和３年５月１日以降の場合

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）	日額上限額
大企業	4／5	10／10	15，000円
中小企業	4／5	10／10	15，000円

特例の対象となる区域及び期間

【対象となる区域】高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町（8市６町）

【期間】令和4年1月21日～令和4年3月31日

対象となる休業等

特例の対象となる区域内で事業を行う飲食店等の事業主が、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、又は飲食物の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）若しくはカラオケ設備利用の自粛に協力し、当該区域内の要請等の対象となる施設において、その雇用する労働者の休業等を行った場合

※ 施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業者に雇用される労働者（開催縮小等がなされる催物に従事する労働者）について休業等を行った場合も含みます。

ご留意事項

特例の対象となる区域などの最新情報は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

ご不明な点は、下記のコールセンター又は香川労働局助成金センターまでお問い合わせ下さい。

◈**雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター**
0120-60-3999　受付時間　9：00～21：00　土日・祝日含む
◈**香川労働局助成金センター（雇用調整助成金グループ）**
087-823-0505　受付時間　9:00～17:00　土日・祝日除く

香川労働局ホームページ

香川労働局・ハローワーク

（事業主の方へ）

令和４年３月までの雇用調整助成金の特例措置等について

業況の再確認

令和３年12月末までに業況特例を利用している（=業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和４年１月１日以降の休業等について申請を行う場合は、**最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認**を行いますので、**売上等の書類の再提出が必要になります**。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和３年12月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和４年３月31日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和３年	令和４年	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5（9/10） 13,500円	4/5（9/10） 11,000円	4/5（9/10） 9,000円
中小企業	業況特例・地域特例	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3（3/4） 13,500円	2/3（3/4） 11,000円	2/3（3/4） 9,000円
大企業	業況特例・地域特例	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円	

（注）金額は１人１日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

解雇等の有無の確認について

【令和３年12月まで】
原則的な措置では、令和２年１月２４日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の４／５以上」
地域・業況特例では、令和３年１月８日以降の解雇等の有無

【令和４年１月から】
原則的な措置では、令和３年１月８日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の４／５以上」
地域・業況特例では、令和３年１月８日以降の解雇等の有無

お願い　制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省ＨＰから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

その他　雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を強化します

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、返還請求・公表を行っています。

お問合せ先　**ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。**

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999　受付時間　9：00～21：00　土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

LL031221企01

「業況特例」又は「地域特例」に該当する事業主の方へ

業況特例　（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主

（ア）判定基礎期間の初日が令和３年12月31日以前の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標
B：Aの３ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標
（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和３年11月５日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）

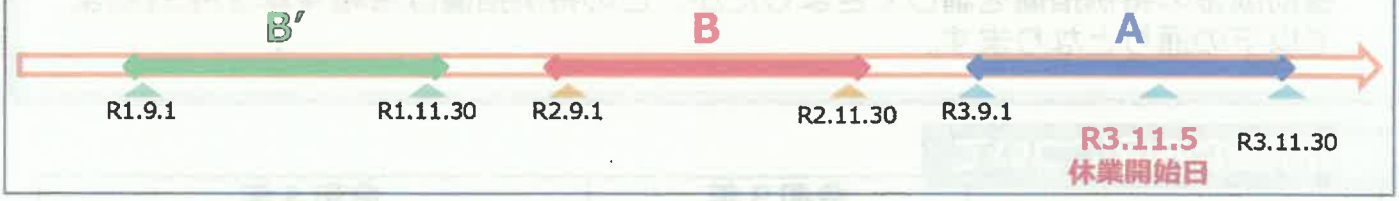

（イ）判定基礎期間の初日が令和４年１月１日以降の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標
B：Aの３ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または３年前同期の生産指標
（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和４年１月５日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）

令和３年12月末までに業況特例を利用している（=業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和４年１月１日以降の休業等について申請を行う場合は、**最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認**を行いますので、**売上等の書類の再提出が必要になります**。

地域特例　（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

⑴緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
⑵緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
⑶要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
⑷休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html